

！ 調査の背景

〔 通知日：令和8年7月21日 通知先：厚生労働省 〕

- 少子高齢化の進展により、身寄りのない高齢者の増加が見込まれ、認知症などで判断能力の不十分な者を保護し、支援するための制度である**成年後見制度の利用ニーズはより一層高まっていく見込み**
- 国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）に基づき、5年を一期とする成年後見制度利用促進基本計画を策定して制度の利用促進を図っており、利用者数は令和7年末時点で約26万人に上るものの、**市区町村ごとに大きなばらつきあり**
- 本調査は、**成年後見制度を必要とする者が確実に利用できるよう、利用促進に係る市区町村の取組状況等を調査し、地域の実情を踏まえた計画的な取組の推進**に資することを目的として実施



後犬ちゃん（厚生労働省作成の Mascot キャラクター）

📄 主な調査結果

① 利用促進のためには利用ニーズを適切に把握する必要があるが、ニーズ把握の必要性は感じつつも、これを把握していない市区町村が多数

- ・ 約85%の市区町村が利用ニーズを未把握。これらの市区町村の半数以上が「必要性を感じているが、把握方法や手順が分からない」と回答
- ・ 一方、アンケート調査等により今後の利用ニーズの増加を定量的に把握することで、市の基本計画の策定、中核機関の体制整備、成年後見人の担い手確保等に活用している市区町村あり

② 相談支援機関（※1）は、利用が想定される者を中核機関（※2）へつなぐとされているが、期待される役割が十分に果たせていない。

- ・ 相談支援機関の約2割が「制度が複雑で理解が難しい」、約2割から3割程度が「どのようなケースを中核機関につなげればよいか分かりにくい」と回答
- ・ 相談支援機関が制度の利用の必要性を判断するためのチェックシートや中核機関につなぐ基準等の作成に取り組んでいるとする市区町村は約2割

③ 市区町村は家庭裁判所と連携を図ることとされているが、十分とはいえない。

- ・ 約37%の市区町村が家庭裁判所と未連携。これらの市区町村の約3割が「司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」と回答
- ・ 家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村は約4割。意見交換する場が設けられている方が家庭裁判所と連携した取組が行われている割合が高い傾向

👉 当省の主な意見

厚生労働省は、以下の措置を講ずる必要

- ① 市区町村が利用ニーズを適切に把握できるよう、**アンケート調査票の例などを示すこと。**
- ② 相談支援機関が、利用が想定される者の個別のニーズを的確に把握し、中核機関につなぐことができるよう、**研修の充実やつなぐ基準の作成など支援を強化すること。**
- ③ 市区町村と家庭裁判所との意見交換の方法を周知する等により、**両者が意見交換できる機会を設けるよう促すこと。**

※1 高齢者に関する相談支援を行う機関として地域包括支援センターが、また、障害者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターがある。

※2 中核機関とは、地域において関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関・体制をいう。

調査結果① 市区町村等における制度の利用ニーズの把握状況

背景・制度等

- 利用促進法では、以下を規定
 - ・ 成年後見制度の利用促進は、制度の利用に係る需要を適切に把握すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行うこと。
 - ・ 基本方針として、成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握その他の必要な措置を講ずること。



主な調査結果

- **約85%の市区町村が利用ニーズを未把握。**これらの市区町村のうち、**半数以上の市区町村が「必要性を感じているが、把握方法や手順が分からない」と回答。**「把握する必要性を感じていない」は約1割

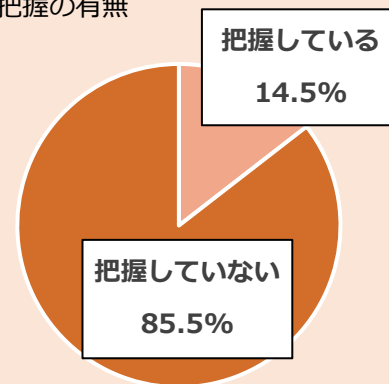
- **利用ニーズを把握している市区町村では、ニーズ調査により今後の利用ニーズの増加を定量的に把握して市の基本計画策定の根拠とした例や、中核機関の体制整備、市民後見人や法人後見による担い手確保の取組など、業務の継続的な見直しに活用している例あり**

- 利用ニーズを把握するための方法は、おおむね2つに分類
 - ✓ アンケート方式（調査票によるアンケート、聞き取り調査）
 - ✓ 推計方式（認知症高齢者数等から利用者数を推計）

- **アンケート方式は調査対象者の選定や質問項目の設計の難易度が高い、推計方式は具体的な推計方法が不明なため過大な数字が出る傾向にある、といった課題あり**（市区町村の意見）

- ・ アンケートの調査項目の作成に苦慮した。
- ・ 制度利用が必要と考えられる者をアンケートでどのように把握するのが難しい。
- ・ 認知症の有病者数や療育手帳、精神障害者福祉手帳の所持者数を用いては、後見人の担い手確保の観点からすると過大な数値となる。

市区町村による利用ニーズの把握の有無



当省の意見

希望する市区町村が管内の利用ニーズを適切に把握できるよう、

- ① 利用ニーズを把握するためのアンケート調査票の例を市区町村に示すこと
- ② 全国の利用者数等を基に、利用ニーズを推計するための具体的手法の例を市区町村に示すこと

などにより、市区町村を支援すること。

調査結果② 利用が想定される者を中核機関へ適切につなぐための取組状況

背景・制度等

- 成年後見制度の利用者の多くは高齢者や障害者であり、制度の利用促進を図る上では、これらの者と第一線で接する相談支援機関（地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）における取組が重要
- 国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）では、相談支援機関は、情報の収集や集約、整理を行い、制度利用の必要性を判断した上で中核機関につなぐことと規定

主な調査結果

<相談支援機関に対する研修>

- 相談支援機関の約2割が「制度が複雑で理解が難しい」、中核機関の約4割が「関係機関における制度の理解が不十分と感じた」と回答
- 中核機関からは、「ケアマネジャーや相談支援専門員は、都道府県が実施する成年後見制度に関する研修を受けているが、内容的にも不足しており、必ずしも実務に役立っているとはいえない。」との意見あり
- 厚生労働省は、相談支援機関の職員に向けた成年後見に関する研修を未実施

<相談支援機関が利用が想定される者を中核機関へつなぐ際の基準等の作成>

- 地域包括支援センターの約3割、基幹相談支援センター等の約2割が「どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい」と回答。中核機関の約3割が「類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている」と回答
- 相談支援機関が制度利用の必要性を判断するためのチェックシートや中核機関につなぐ基準等の作成に取り組んでいると回答した市区町村は約2割
- 相談支援機関では、明文化された基準に基づいて制度利用の必要性を判断しているケースは少なく、多くは職員の経験則に基づいて判断されており、制度利用の必要性の判断に苦慮している実態あり

当省の意見

相談支援機関が、利用が想定される者の成年後見ニーズを的確に把握し、中核機関につなぐことができるよう、相談支援機関に対する支援を強化すること。
例えば、

- ① 相談支援機関に対する研修について、国による研修の実施や都道府県及び市区町村が行う研修の支援を行うなど、その充実を図るとともに、
- ② 相談支援機関から中核機関へつなぐ際の基準や目安を作成すること。

調査結果③ 家庭裁判所と市区町村等の連携状況

背景・制度等

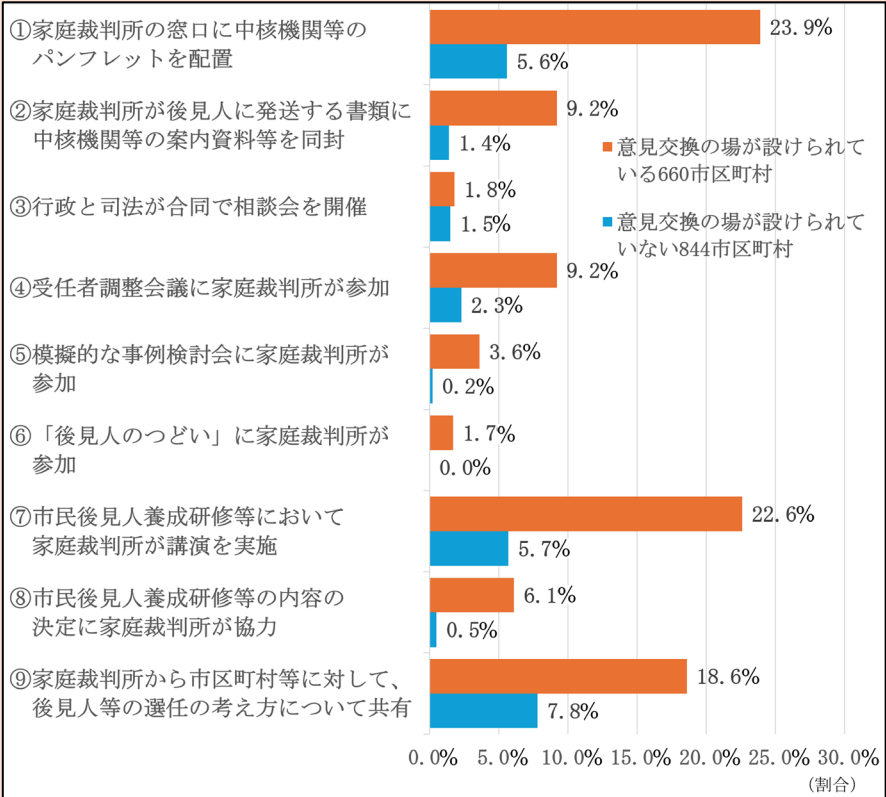
- 利用促進法では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、区域を管轄する家庭裁判所との適切な連携を図るよう留意するものと規定
- 第二期計画では、市町村は、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することが求められると規定。他方、家庭裁判所には、制度の運用改善等に向けて、地方公共団体等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待されると規定



主な調査結果

- **約37%の市区町村は家庭裁判所と未連携。**これらの市区町村のうち、約3割の市区町村が「連携を考えているが、司法機関である家庭裁判所に依頼することに抵抗感がある」と回答
- 家庭裁判所調査では、意見交換により「市区町村の職員との面識ができたことにより連携のハードルが下がった」との回答が約7割
- **家庭裁判所と意見交換する場が設けられている市区町村の方が、設けられていない市区町村よりも家庭裁判所と連携した取組が行われている割合が高い傾向**
- 家庭裁判所と意見交換をする場が設けられている市区町村は約4割。意見交換をしていない市区町村がある家庭裁判所は、**意見交換を実施していない理由として、約7割が「市区町村からの求めがない」と回答**

図：家庭裁判所と連携している市区町村の割合



当省の意見

- 市区町村に対して、
- ① **市区町村と家庭裁判所の意見交換の場の好事例や意見交換の方法を周知するとともに、**
 - ② **都道府県単位や複数市区町村単位など広域実施の方法についても示すこと**
- などにより、市区町村と家庭裁判所が意見交換できる機会を設けるよう促すこと。

調査結果④ 親族後見人への支援状況

背景・制度等

- 第二期計画では、優先的に取り組む事項として、親族後見人（※）への支援が挙げられ、市区町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制の整備が期待

主な調査結果

- 親族後見人からは、「家庭裁判所に提出する報告書の作成の負担が大きい。」、「横のつながりががないため講習会等の機会を設けてほしい。」といった声あり
- 約 7 割の市区町村は親族後見人への支援を未実施
- 市区町村からは、親族後見人の連絡先が分からないため、親族後見人に対するアプローチを行うことに苦慮しているとの声が多数あり
- 家庭裁判所から相談窓口のチラシを送付してもらったことにより、親族後見人から電話相談が寄せられるようになった例あり

当省の意見

市区町村が行う後見人支援に資するよう、同意がある者について家庭裁判所から中核機関にその者の氏名等を情報提供することなど、親族後見人の連絡先等を市区町村が把握するための方策を検討すること。

※ 判断能力が不十分な者の親族（子、親、兄弟姉妹等）であり、支援を行う者として後見人に選任された者

調査結果⑤ 他市区町村の利用者数の利用状況

背景・制度等

- 厚生労働省は、調査を通じ全国の市区町村別の利用者数を把握しているものの、その情報は市区町村に未提供

主な調査結果

- 他市区町村の利用者数を今後参考にしたいとする市区町村は約 6 割
- 人口規模の大きい県庁所在市など、都道府県内に比較対象のない市区町村では、他都道府県と同規模自治体の情報が欲しいといった声あり

当省の意見

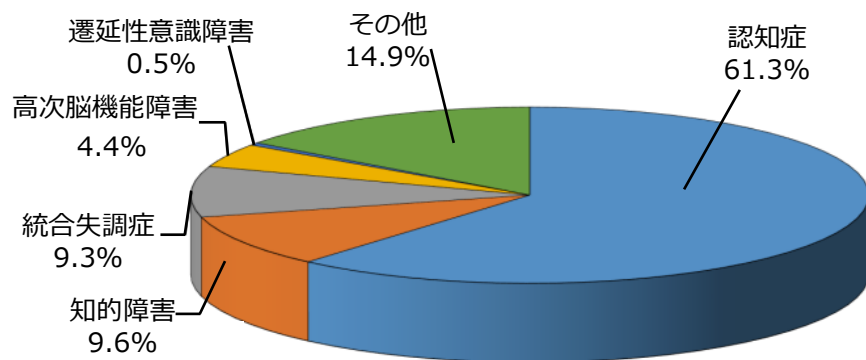
都道府県や市区町村における利用促進の取組に資するよう、全国の市区町村単位の利用者数を都道府県及び市区町村に提供すること。

(参考) 成年後見制度の概要等

○ 成年後見制度の概要

- ・ 成年後見制度は、認知症、知的・精神障害などで判断能力が不十分な人の権利を守るため、家庭裁判所が選任した後見人等（※）が、本人の代理で財産管理や施設入所契約の締結等を行う制度
- ・ 成年後見制度は「法定後見制度」及び「任意後見制度」に大別。このうち「法定後見制度」は、本人の判断能力により「後見」「保佐」「補助」の3つに分類
- ・ 「後見」が最も申立件数が多く、民法（明治29年法律第89号）により、家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、本人、配偶者、四親等内の親族等の請求により、「後見」開始の審判をすることができるとされ、開始の審判を受けた者に成年後見人を付するとされている。

○ 成年後見制度の利用開始原因

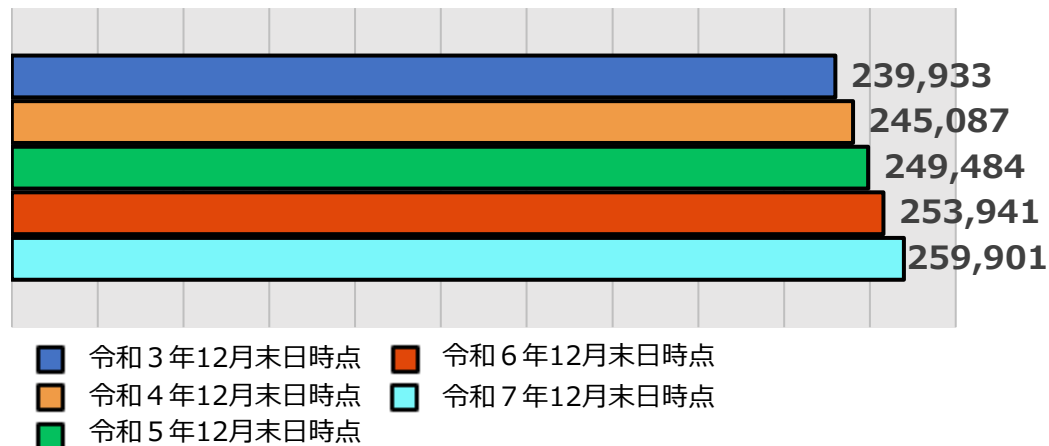


※成年後見制度において、本人の支援を行う者は、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人といった種類があったが、民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）により、同法施行（令和8年6月24日から2年6月を超えない範囲において政令で定める日）後は、成年後見人、保佐人は廃止され、補助人に一本化されることとなった。

○ 成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度が十分に利用されていない状況を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」という。）が制定され、制度の利用促進の基本理念、基本方針等が定められた。
- ・ 利用促進法を根拠に制定された、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）は、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標として、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。」としている。

○ 成年後見制度の利用者数の推移



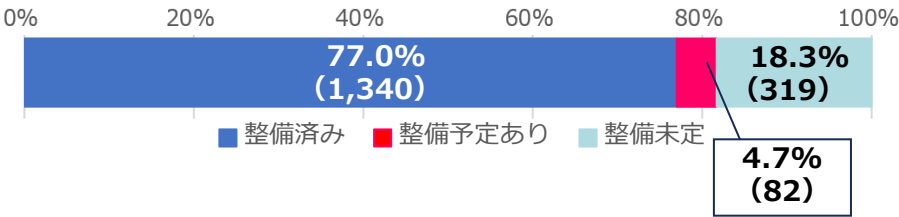
グラフは「成年後見事件の概況—令和7年1月～12月—」（最高裁判所事務総局家庭局）に掲載されたグラフをもとに当省で作成

(参考) 中核機関について

○ 中核機関の体制と役割

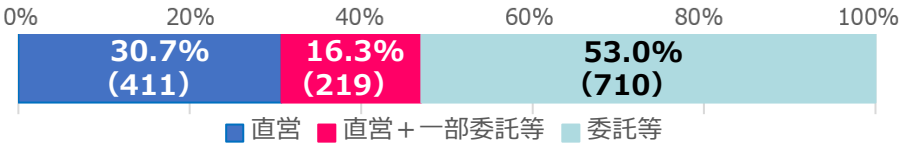
- 第二期計画において、地域において関係機関のコーディネート等を担う権利擁護の中核的な機関・体制として「中核機関」が位置付けられており、**約8割の市町村で整備**されている。その運営主体は、**市区町村による直営**の場合や、市区町村が**社会福祉協議会、NPO法人等**へ委託している場合がある。
- 第二期計画では、中核機関の役割として、i) 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート、ii) 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るための関係者のコーディネート（協議会の運営等）が挙げられている。

中核機関の整備状況（令和7年4月1日）（N = 1,741）



中核機関の運営主体（N = 1,340）

（中核機関を整備済みの自治体のみで集計）



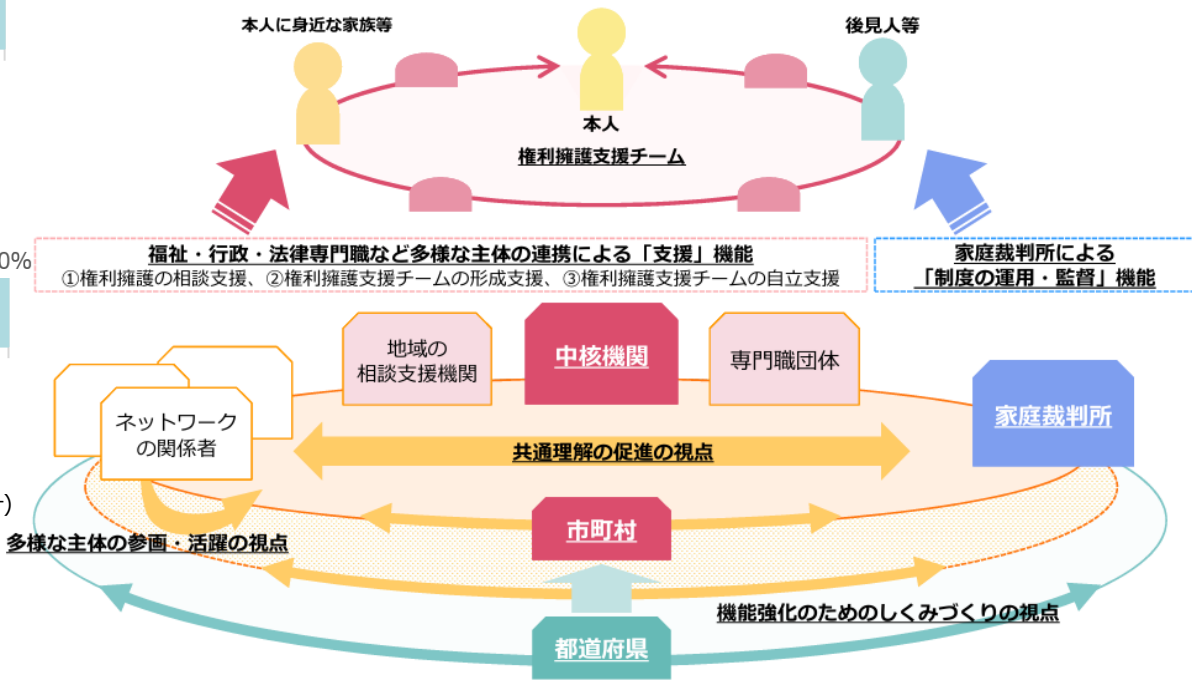
中核機関の委託先内訳

（中核機関の運営主体が「委託等」または「直営・一部委託等」の自治体のみで集計）

委託先		委託している機関数
社会福祉法人		610
	うち、社会福祉協議会	586
NPO 法人		23
一般社団法人・公益社団法人		16
一般財団法人・公益財団法人		3
広域連合		2
医療法人・医療法人社団・社会医療法人		7
その他（合同会社）		1

※ 1自治体で複数の機関に委託している場合や、複数の自治体が1つの機関に委託している場合がある。
※ 重複を含む。

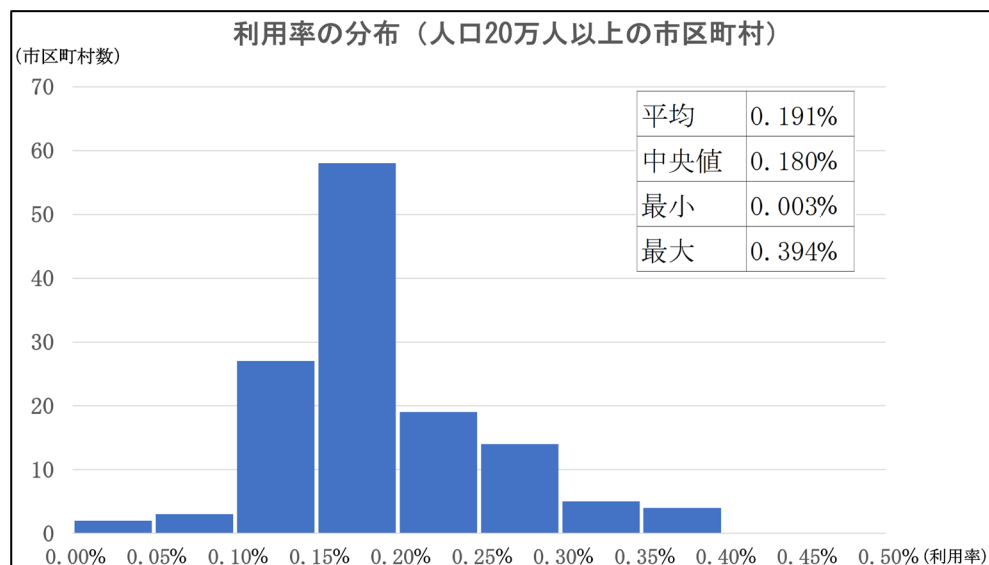
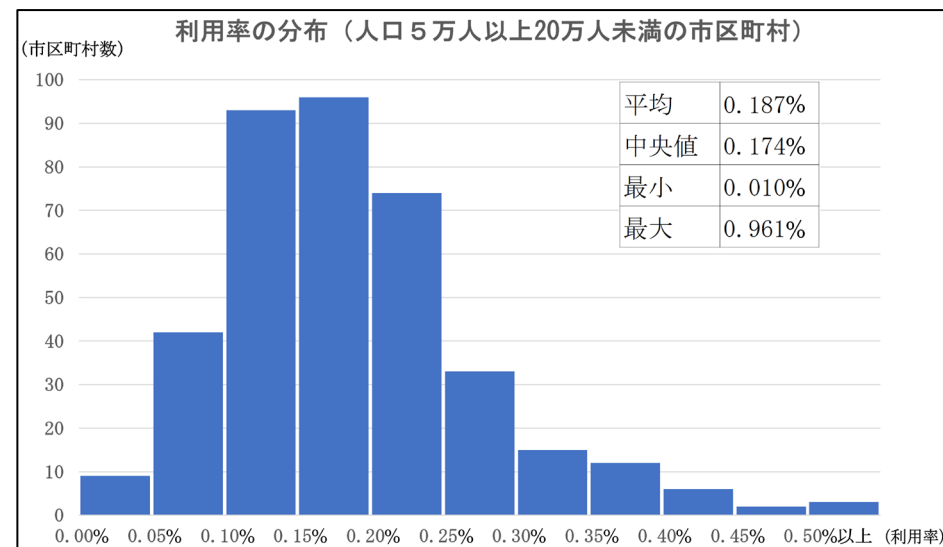
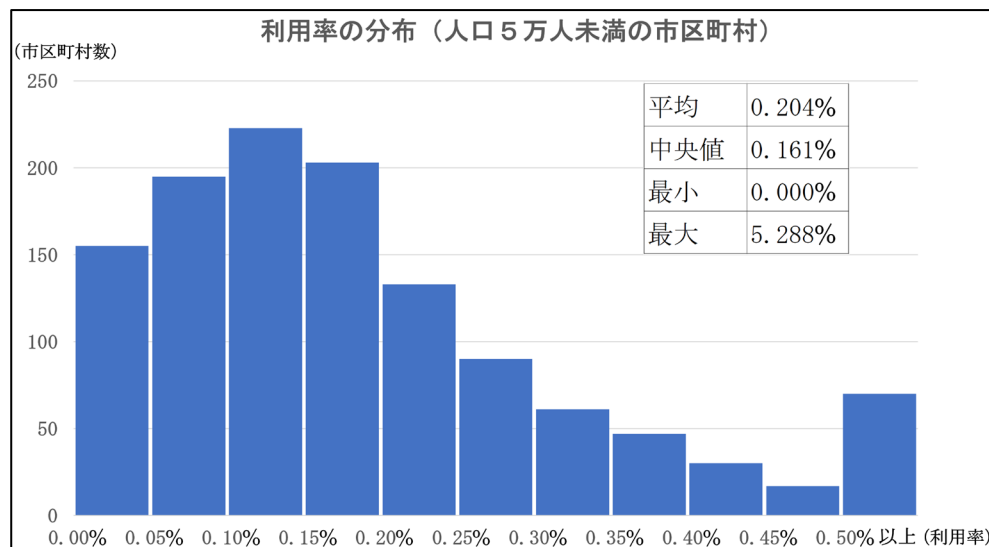
図：権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ
（厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」より）



グラフ及び表は「令和7年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」（厚生労働省）より（グラフは当省で一部修正）

(参考) 成年後見制度の市区町村ごとの利用率

○ 人口規模別でみた市区町村ごとの成年後見制度の利用率 (※)



※利用率とは、「令和7年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」(厚生労働省)による各市区町村の成年後見制度の利用者数を、当該市区町村の総人口で割った数字である。

